

災害時における相互応援に関する協定書

平成24年12月

小千谷市・日立市

災害時における相互応援に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、小千谷市と日立市（以下「両市」という。）のいずれかの地域に係る大規模な災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第2条第1号に規定する原子力災害をいう。）が発生した場合に、被災市の要請による災害応急対策及び災害復旧を円滑に遂行するため、相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

(応援の種類等)

第2条 応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあっせん
- (6) 被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあっせん
- (7) ボランティアのあっせん
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の手続)

第3条 災害の発生により応援が必要であるときは、次に掲げる事項を明らかにして文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、文書の提出は事後とし、電話等により応援の要請ができるもとする。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(援助の実施)

第4条 応援の要請を受けた市は、当該応援の要請に応ずるものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は原則として、応援を要請した市が負担するものとする。

2 前項の場合において、当該応援を要請した市が当該費用を支出するいとまがないときは、当該応援を要請した市は、当該応援の要請を受けた市に対して、当該費用の支弁を求めることができるものとする。

(連絡責任者)

第6条 第2条に掲げる応援の要請に関する事項の確実かつ円滑な連絡を図るため、両市に連絡責任者をおく。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、両市が協議して別に定める。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、両市の長が署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年12月26日

小千谷市長

日立市長